

ルターの宗教改革思想

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学通信教育部 公開日: 2020-07-14 キーワード: 作成者: 下條, 慎一 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1254

ルターの宗教改革思想

下 條 慎 一

はじめに

ローマ＝カトリック教会の教皇レオ10世（在位1513-1521年）は、サン＝ピエトロ大聖堂を新築する資金を調達するために、贖宥状（免罪符）を発行した。それを購入すれば「完全な罪の赦免」がなされ、天国にはいるまえに火によって罪を浄化される「煉獄にいる死者」にも同様の効果がおよぼとされた¹。修道士のヨハン＝テツェルは「金銭を〔献金〕箱になげいれて音をたてるやいなや〔死者の〕魂が煉獄からとびでて天国にのぼる」と吹聴して贖宥状をドイツで販売していた²。ドイツは政治的に分裂していたため教皇の干渉・搾取をうけやすく、贖宥状の売上金がドイツから教皇へ牝牛の乳のようにながれたという意味で「ローマの牝牛」とよばれていた。

マルティン＝ルターは1483年にドイツでうまれた。1505年、エアフルト大学法学部に入学したけれども、落雷により死の恐怖を感じて修道院にはいり「服従・清貧・貞潔」を誓約する生活をおくる³。1507年に司祭となったあと、1512年にはヴィッテンヴェルク大学神学教授・博士となり、1546年に死去するまで同職にあった。ルターは、魂の救済が贖宥状の購入によるのではなくて、キリストの福音にたいする信仰のみによるという確信にもとづいて、その販売を批判し、1520年に『キリスト者の自由について』のほか『キリスト教界の改善にかんしてドイツのキリスト者貴族にあたる書』などを出版した。翌年に教皇がルターを破門したあと、神聖ローマ帝国（ドイツ）の皇帝カール5世（在位1519-1556年）はルターを帝国議会に召喚し、自説の撤回を要請した。けれども、ルターは「教皇」をも「公会議」（枢機卿や司教などが教義等にかんして審議決定するための会議）をも信じず、自己の「良心」をとらえているのは「神のことは」のみであるとのべて、その撤回を拒否した⁴。

教皇と皇帝は異端の問題に共同で対処し、前者による破門・異端宣告をうけたものには、後者による公権剥奪・追放の運命がまっていた⁵。ルターは帝国追放処分をうけたあと、ザクセン選帝侯（神聖ローマ皇帝の選挙権を有する諸侯）に保護され、ドイツ語訳聖書を発行した。これによって、おおくのひとびとが聖書を理解しうようになった。ルターの教義を採用した諸侯はカトリック教会の権威から離脱し、領邦内で修道院を廃止したり教会儀式を改革したりして、旧教徒（カトリック）と新教徒（プロテスタント）が対立していく。なお「プロテスタント」という呼称は、信教の自由をみとめないカール5世にたいするルター派諸侯の「抗議」に由来するものである。本稿は主として『キリスト者の自由について』と『キリスト教界の改善にかんしてドイツのキリスト者貴族にあたる書』に依拠して、ルターの宗教改革思想を追究するものである。

1. キリスト者の自由

(1) 霊的・内的な問題

キリスト者はすべてのもののうえにたつ「自由な主人」であって、だれにも服しない⁶。同時に、すべてのものにつかえる「僕」であって、だれにでも服する。すべてのキリスト者は、霊的性質と身体的性質をもつ。すなわち魂の面では霊的・内的なひとであり、血肉の面では身体的・外的なひとである。外的なものは、ひとを自由にしたり義としたりすることができない。悪人・偽善者も、よい行為・態度をとりうるからである。「聖なる福音」すなわち「キリストが説教した神のことば」のみが魂をいかし、義とし、自由とし、キリスト者とする⁷。神のことばとは、福音書のなかにあるようなキリストによる説教を意味する。すべてのキリスト者のなすべき唯一の行為・訓練は「神のことばとキリストを十分に自分のうちに形成し、そのような信仰をたえず鍛錬・強化すること」である⁸。

聖書には神の戒か律法と、契約か約束が記されている。前者によって、人間は善にたいする自分の無能力をさとり、自分自身に絶望することをまなぶ。後者によると、キリストを信じれば、戒が強制・要求するとおりに、わるい欲望と罪から解放される⁹。キリスト者が義とされるためには信仰だけで十分であり、いかなる行為も必要としない（信仰義認説）。これは、すべての戒・律法から解放されている状態であり、ここに「キリスト者の自由」が存する¹⁰。そこで大切なのは「信仰のみ」である¹¹。ルターは、神を信じないでおこなう善行を批判した。

信仰によって、魂はキリストと一体化する。その結果、魂のおっている罪がキリストのなかにもみこまれる¹²。すなわち魂は信仰のゆえに自分のすべての罪からまぬがれ、自由となり、キリストの永遠の義を付与される¹³。「あなたは唯一の神をあがめるべきである」という第1の戒をみたすのは信仰のみであって、善行ではない。第1の戒をみたすものは、確実かつ容易にほかのすべての戒をみたす。

神は地上における「支配権と祭司権」を、その長男であるイエス＝キリストに付与した¹⁴。したがって、キリストは霊的な意味において王であり祭司である¹⁵。キリストは、その「支配権と祭司権」をすべてのキリスト者に分与した。キリスト者は信仰によってキリストとともに王となり祭司となる。王となるというのは、霊的にすべてのものの主となることを意味する。また、キリストは、一人の祭司が民にかわって祈願するのとおなじように、わたくしたちが霊的にほかのひとにかわって祈願することができるようにした¹⁶。このように、キリスト者は、王としてすべてのものを支配し、祭司として神をうごかす。しかるに、祭司・聖職は「不当」にも一般信徒からひきはなされて「霊的階級」とよばれている少数者に属している。信仰を喚起・保持しうる説教は、主からうけた「キリスト者の自由」すなわちわたくしたちがすべてのものを支配する王であり祭司であることを、ただしく解明するものだけであつた¹⁷。

(2) 身体的・外的な問題

「信仰だけで十分であるとすれば、なぜ善行が命じられているのか」という疑問にたいするルターの回答は「キリスト者は自由であるかぎり、なにをもおこなう必要はない」けれども「僕であるかぎり、あらゆる種類のことをしなければならぬ」というものであつた¹⁸。

身体は断食・徹夜・労働その他あらゆる適度の訓練をとおして、内的人間と信仰に服従しなけ

ればならない¹⁹。外的人間は肉のうちにあつて、神ではなくて現世につかえ、快樂をもとめるからである。断食などの行為を、それがひとを義にするという觀念をもつてしてはならない。神のまえでは信仰のみが義であり、義でなければならないからである。キリスト者は善行によってキリスト者となるのではない²⁰。善行が善人をつくるのではなくて、善人が善行をするのである²¹。信仰のないひとにとっては、いかなる善行も義と救済の役にたたない。行為によって義となり救済されたいというのは、本末転倒であつた²²。

各人は自分自身のためには自分の信仰だけで十分だけれども、その他のすべての行為と生活は、自由な愛をもって隣人につかえるためのものでなければならない²³。神がキリストをとおして無報酬でわたくしたちをたすけたように、わたくしたちも身体とその行為によって隣人をたすけることのみにつとめるべきである²⁴。

ルターは世俗の権力に服従すべきであるとのべている²⁵。そのさいに、自己の救済を目的とするのではなくて、他者や権威に自由に奉仕し、愛と自由をもって服従することが重要であつた。かれは世俗の権力を「神の意志と秩序²⁶」にもとづくものとみなし、それにたいする服従をといた。こうした觀念は20世紀ドイツにナチズムをもたらしたと批判された²⁷。

「キリスト教的な善行」とは他者に奉仕したり、その意志をはたしたりするものである。「愛」とは自己の利益ではなくて隣人の利益をもとめることである²⁸。キリスト者は自分自身のためではなくて、キリストと隣人のためにいきる。キリストにたいしては「信仰」によって、隣人にたいしては「愛」によって、それぞれいきる。これこそが「真の靈的なキリスト教的自由」であり、あらゆる罪・律法・戒から心を解放するものであつた。

2. キリスト教界の改善

(1) 基本的な問題

ルターによれば、教皇が自己をまもるためにきずいてきた3つの城壁が、キリスト教界を墮落させてきた²⁹。「第1の城壁」は、教皇が世俗の権力によって圧迫されたとき、前者が後者よりも優越していることを弁護・主張したことである。「第2の城壁」は、教皇が聖書によって罰せられようとしたとき、教皇のみが聖書を講解する資格を有すると規定したことである。「第3の城壁」は、教皇が公会議によっておびやかされたとき、教皇のみが公会議を招集しようという、ありもしないことを「捏造」したことである。

ルターは「第1の城壁」にたいして、教皇・司教・司祭および修道士が靈的階級で、諸侯・君主・手工業者および農耕者が世俗的階級であるといわれているけれども、すべてのキリスト者は靈的階級に属し、職務のため以外には、かれらのあいだにいかなる差別も存在しないと断言する³⁰。したがって、世俗的領主は教皇・司教・司祭が罪にあたいするばあい、かれらを罰しなければならなかつた³¹。こうしたルターの主張は「俗権にたいする教権の優位……の消滅」すなわち「中世的な階層秩序の変容」を含意していた³²。

「第2の城壁」にたいして、聖書を講解する権利が教皇のみに属するというのは「傲慢なつくりばなし」であると論難した³³。信仰を理解・主張するのはすべてのキリスト者にふさわしいことであつた³⁴。

ルターは「第3の城壁」に反論するために、ローマ帝国のコンスタンティヌス1世（在位306-337年）以後、おおくの皇帝が公会議を招集した事実を指摘する³⁵。教皇がキリスト教界にとっていまわしいものであるばあい、最初に公会議を招集しうるものが「ただし自由な公会議」を成立させるよう努力すべきであった。

その公会議で討議しなければならないことがらは、下記の3点である³⁶。第1に教皇がいかなる国王・皇帝よりも世俗的にはなやかな生活をしていることである。これは「いまわしい、おどろくべきこと」であった。第2は、教皇がイタリア・ドイツにおける多数の修道院・施設・領地・小教区を私物化するために枢機卿をつくり、かれらに司教区・修道院・高位聖職を自由にさせていることである³⁷。ルターからすれば、これはドイツ人の財産にたいする教皇の「略奪行為・搾取」にほかならなかった³⁸。第3は教皇の邸宅が広大すぎ、その書記がおおすぎることである。これらの教皇による「悪魔的な支配」は「公然の強盗」「詐欺」「地獄の門の暴虐な行為」であり、キリスト教界を「墮落」させていた³⁹。ルターは、このようなキリスト教界の「困窮と破壊を阻止する責任」を自覚していた。

(2) 実際的な問題

こうしたキリスト教界の「いまわしい」状態の改善にむけて、世俗の権力がすべきことは、下記のとおりである。第1は、各聖職禄から最初の年の収益を徴収する教皇の権限を剥奪することである。第2は、ドイツの聖職禄・領地を「ローマの粗暴にして無学なばかりのや卑劣漢」に売却して「善良な学識のある高位聖職者」を排除している教皇に反抗することである⁴⁰。第3は、司教の任免を教皇ではなくて「ほかの2名の近接地の司教か大司教」におこなわせることである⁴¹。第4は、世俗的なことがらを、教皇ではなくて世俗の権力にまかせることである⁴²。第5は、所有者が死去した領地を、教皇のものとしてはならないということである⁴³。第6は、赦免にかんする教皇の特権を除去することである。それによって多額の金銭をひとびとから搾取していたからである。第7は、教皇の従者を教皇自身の財産によってやしなわせることと、教皇の邸宅を国王の宮廷よりもきらびやかにして高価なものとししないことである⁴⁴。第8は、教皇が司教を奴隷のように束縛している誓約を廃止することである⁴⁵。第9は、教皇に皇帝以上の権力をもたせないことである。第10は、教皇をナポリやシチリアの国王とししないことである⁴⁶。第11は、教皇の足に接吻しないことである。第12は、ローマへの巡礼を禁止することである⁴⁷。ローマで「よい手本」ではなくて「おもいがった、いまわしいこと」をみるにすぎないからである。第13は、托鉢修道院を全廃するか減少させることである⁴⁸。そこでは、よいキリスト教的生活が外面的な掟・行為・態度によってのみ評価・追求され「偽善と魂の墮落」をもたらしているからである⁴⁹。第14は、司祭が結婚するかしないかを、かれの自由にまかせることである⁵⁰。司祭も肉欲をもっているだけでなく「家政」のためにも妻帯が不可欠だからである⁵¹。ルター自身は1525年に修道女だったカタリナ＝フォン＝ボラ（1499-1552年）と結婚した。翌年から1534年までに6名の子どもが誕生している。ルターには家政の能力が完全に欠如していた⁵²。

世俗の権力がすべきことの第15は、修道院長・女子修道院長が修道士・修道女を支配して、破門や脅迫によって苦悩させているのをなくすことである⁵³。第16は「金銭と食事と飲酒」のみを目的とする「記念日や儀式や死者のためのミサ」を撤廃することである⁵⁴。第17は「破門」

を、ただしく信仰していないものにおこなうことである⁵⁵。実際には「現世の財」を搾取するためにおこなわれていた。第18は、すべての祝祭日をなくして、日曜日のみをのこすことである。祝祭日には「飲酒・賭博・怠惰とさまざまな悪事」がみられたからである⁵⁶。第19は、断食をすべてのひとの自由にまかせることである⁵⁷。それは「福音」ではなくて「人間」の規定したことにすぎなかった。第20は、あらたに巡礼地に指定されたところにある礼拝堂や教会堂を破壊することである。ルターは教皇が「贖宥の雨」をふらせて、多額の金銭をあつめていることを批判した⁵⁸。第21は、巡礼者か托鉢修道会に属するものによる「乞食」をなくすことである⁵⁹。他者の労働によって怠惰な生活をおくることは不適當だからである⁶⁰。第22は、修道院などでささげられているおおくのミサを中止することである。教皇たちが金銭を獲得するためだけにおこなっているものだったからである⁶¹。第23は、贖宥などにかんする教皇の特権を除去することである。第24は、異端者を「火」ではなくて「聖書」によって征服することである⁶²。ルターによれば、神聖ローマ皇帝の提唱によって開催されたコンスタンツ公会議が1415年に、カトリック教会の墮落や腐敗を批判した神学者ヤン＝フスを火刑に処したことは不当であった。第25は、大学を改革することである⁶³。そこでは聖書やキリスト教の信仰をほとんどおしえず「異教の教師」であるアリストテレスがキリスト以上に支配していた。第26は、教皇が皇帝に帝位をさずけたから前者が後者よりも優越しているということはないので、後者を真の自由な皇帝とし、教皇に抑圧させないことである⁶⁴。第27は、多数の貴族や富者を貧乏にしている贅沢な衣服を禁ずることである⁶⁵。最後は、娼家を廃止することである⁶⁶。

おわりに

フランスうまれの神学者ジャン＝カルヴァン（1509-1564年）は、神の絶対主権を強調する厳格な禁欲主義にもとづいて、ジュネーヴで神権政治をおこなった。かれによれば、人間の魂を救済するかどうかは、あらかじめ神が決定していることである。すなわち神はあるものに「生命の希望」を、ほかのものには「永遠の死」をあたえる⁶⁷。この「予定説」は「職業労働」を「神の栄光」をたかめる手段とみなす観念と結合して⁶⁸、西ヨーロッパの商工業者のあいだに普及していった。かれらは職業労働に専心することによって「永遠の死」をさだめられているかもしれないという宗教的不安をふりはらい、自己の魂が救済される確信をえようとしたのである⁶⁹。

ルター派やカルヴァン派をふくむプロテスタントは、教皇の権威と聖職者の特権を否定する万人祭司主義を採用する。近世のヨーロッパでは、カトリック教会の普遍的権威が動揺するとともに、対外的には主権者としての君主のみが国家を代表する主権国家が形成された。

* 本稿は、本学通信教育部の2019年度夏期面接授業科目「人間論」で配布した資料の一部に加筆して作成したものである。講義の機会をあたえてくださった先生がたと、講義しやすい環境をととのえてくださった職員のかたがたと、熱心な受講態度によって刺激をあたえてくれた学生諸君に感謝もうしあげ次第である。

- 1 Stupperich, Robert, *Die Reformation in Deutschland*, Orig.-Ausg., 2., verb. Aufl. (Gütersloh : Gütersloher Verlagshaus Mohn, 1980), S. 21, 167. 森田安一訳『ドイツ宗教改革史研究』(ヨルダン社、1984年) 24, 229頁。
- 2 Ebenda, S. 21. 25頁。
- 3 Friedenthal, Richard, *Luther : sein Leben und seine Zeit*, Neuausgabe, 13. Auflage (München ; Zürich : R. Piper & Co., 1982), S. 41. 笠利尚・徳善義和・三浦義和訳『マルティン・ルターの生涯』(新潮社、1973年) 39頁。
- 4 Luther, Martin, „Verhandlungen mit D. Martin Luther auf dem Reichstage zu Worms (1521),“ *D. Martin Luthers Werke : kritische Gesamtausgabe (Weimarer Ausgabe)*, Bd. VII (Weimar : H. Böhlhaus Nachfolger, Graz : Akademische Druck- und Verlagsanstalt, 1966), S. 838. 徳善義和訳「ヴォルムス国会での弁明」『マルティン・ルター：原典による信仰と思想』(リトン、2004年) 82-83頁。
- 5 木部尚志『ルターの政治思想：その生成と構造』(早稲田大学出版部、2000年) 131頁。
- 6 Luther, M., *Von der Freiheit eines Christenmenschen* (1520), *D. Martin Luthers Werke : kritische Gesamtausgabe (Weimarer Ausgabe)*, Bd. VII, S. 21. 徳善義和訳『キリスト者の自由について』『ルター著作選集』(教文館、2012年) 269頁。
- 7 Ebenda, S. 22. 271頁。
- 8 Ebenda, S. 23. 273頁。
- 9 Ebenda, S. 24. 274頁。
- 10 Ebenda, S. 24-25. 275頁。
- 11 Ebenda, S. 25.
- 12 Ebenda, S. 25-26. 277頁。
- 13 Ebenda, S. 26.
- 14 Ebenda, S. 26-27. 278-279頁。
- 15 Ebenda, S. 27. 279頁。
- 16 Ebenda, S. 28. 280頁。
- 17 Ebenda, S. 29. 282頁。
- 18 Ebenda, S. 29-30. 283頁。
- 19 Ebenda, S. 30. 284頁。
- 20 Ebenda, S. 31-32. 286頁。
- 21 Ebenda, S. 32.
- 22 Ebenda, S. 33. 289頁。
- 23 Ebenda, S. 35. 291頁。
- 24 Ebenda, S. 36. 292頁。
- 25 Ebenda, S. 37. 293頁。
- 26 Ders., *Von weltlicher Oberkeit, wie weit man ihr Gehorsam schuldig sei* (1523), *D. Martin Luthers Werke : kritische Gesamtausgabe (Weimarer Ausgabe)*, Bd. XI (Weimar : H. Böhlhaus Nachfolger, Graz : Akademische Druck- und Verlagsanstalt, 1966), S. 247. 徳善義和訳『この世の権威について、人はどの程度までこれに対し服従の義務があるのか』ルター著作集委員会『ルター著作集第1集第5巻』(聖文舎、1967年) 142頁。
- 27 村上みか「〈名著再考〉ルター『キリスト者の自由』」『思想』第1122号(岩波書店、2017年) 128頁。
- 28 Luther, M., *Von der Freiheit eines Christenmenschen*, S. 38. 徳善義和訳 295頁。
- 29 Ders., *An den christlichen Adel deutscher Nation von des christlichen Standes Besserung* (1520), *D. Martin Luthers Werke : kritische Gesamtausgabe (Weimarer Ausgabe)*, Bd. VI (Weimar : H. Böhlhaus Nachfolger, Graz : Akademische Druck- und Verlagsanstalt, 1966), S. 406. 印具徹訳『キリスト教界の改善に関してドイツのキリスト者貴族に与える書』ルター著作集委員会『ルター著作集第1集第2巻』(聖文舎、1963年) 199頁。
- 30 Ebenda, S. 407. 200-201頁。

- 31 Ebenda, S. 410. 206 頁。
- 32 木部前掲書 102 頁。
- 33 Luther, M., *An den christlichen Adel deutscher Nation von des christlichen Standes Besserung*, S. 411. 印具訳 209 頁。
- 34 Ebenda, S. 412. 211 頁。
- 35 Ebenda, S. 413. 213 頁。
- 36 Ebenda, S. 415. 216 頁。
- 37 Ebenda, S. 416. 218 頁。
- 38 Ebenda, S. 417. 220 頁。
- 39 Ebenda, S. 427. 235 頁。
- 40 Ebenda, S. 428. 237 頁。
- 41 Ebenda, S. 429. 238 頁。
- 42 Ebenda, S. 430. 240 頁。
- 43 Ebenda, S. 431. 241 頁。
- 44 Ebenda, S. 432. 244 頁。
- 45 Ebenda, S. 433.
- 46 Ebenda, S. 435. 247-248 頁。
- 47 Ebenda, S. 437. 251 頁。
- 48 Ebenda, S. 438. 253-254 頁。
- 49 Ebenda, S. 439. 255 頁。
- 50 Ebenda, S. 440. 258 頁。
- 51 Ebenda, S. 442. 261 頁。
- 52 Friedenthal, R., a.a.O., S. 532. 笠利・徳善・三浦訳 419 頁。
- 53 Luther, M., *An den christlichen Adel deutscher Nation von des christlichen Standes Besserung*, S. 443. 印具訳 263 頁。
- 54 Ebenda, S. 444. 265 頁。
- 55 Ebenda, S. 445. 266 頁。
- 56 Ebenda, S. 445-446. 267 頁。
- 57 Ebenda, S. 447. 269 頁。
- 58 Ebenda, S. 448. 272 頁。
- 59 Ebenda, S. 450. 276 頁。
- 60 Ebenda, S. 451. 277 頁。
- 61 Ebenda, S. 452. 279 頁。
- 62 Ebenda, S. 455. 284 頁。
- 63 Ebenda, S. 457. 288 頁。
- 64 Ebenda, S. 465. 302-303 頁。
- 65 Ebenda, S. 466. 303-304 頁。
- 66 Ebenda, S. 467. 307 頁。
- 67 Calvin, Jean, *Institutionis Christianae religionis 1559 librum III continens*, Petrus Barth ed., *Joannis Calvinii Opera selecta*, Vol. IV, 2ed. emendate ([München]: CHR. Kaiser, 1959), p. 373. 渡辺信夫訳『キリスト教綱要第3篇』（新教出版社、改訳2008年）431頁。
- 68 Weber, Max, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, Gesamtausgabe*, Abt. I, Bd. XVIII (Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2016), S. 291. 戸田聡訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』『宗教社会学論集第1巻上』（北海道大学出版会、2019年）128頁。
- 69 Ebenda, S. 303. 137 頁。

